介護サービス事業者(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇 改善加算対象サービス種別に限る。横浜市、川崎市、相模原市及び 横須賀市が所管する事業者並びに地域密着型サービス事業者を除く。) 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長

令和2年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の期限までの提出が難しい場合の対応及び「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)」の掲載について(通知)

このことについて、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算計画書(以下、「計画書」という。)の提出期限を令和2年4月15日(水)までとしているところですが、新型コロナウイルス感染症への対応等により、期限までの計画書の提出が難しい場合、下記の説明内容に加え、計画書別紙様式2-2及び2-3を電子メール又はファクスにてご提出いただくことで、4月サービス提供分により算定することとしますのでお知らせします。この場合、本年7月末までに計画書を提出する必要があります。また、計画書の提出時点において、算定区分が異なる場合等は、過誤処理を行うこととなりますのでご注意ください。なお、併せて計画書の作成等に関するQ&Aを介護情報サービスかながわに掲載いたしますので、ご確認くださるようお願いいたします。

- 1 説明内容 新型コロナウイルス感染症への対応により期限までの計画書の提出が難しいこと
- 2 提出書類 計画書別紙様式2-2及び2-3 ※ただし、下記項目の入力は不要です。

【様式2-2】

- ・一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)
- 1 単位あたりの単価[円](b)
- ・介護職員処遇改善加算の見込額(a×b×c×d)[円]

【様式2-3】

- ・一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)
- 1 単位あたりの単価[円](b)
- ・介護職員等特定処遇改善加算の見込額(a×b×e×f)[円]
- 3 提出先 【電子メールの場合】

kaigoshidou@pref.kanagawa.jp

【ファクスの場合】

045 - 210 - 8866

- 4 提出期日 令和2年4月15日(水)
- 5 留意事項

次に掲げる資料(介護情報サービスかながわに掲載)に記載されている内容に留意願います。 〇令和2年4月9日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡「新型コロナウイル ス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」

問合せ先

高齢福祉課

電話 045-210-1111 (代表)

福祉施設グループ 内線 4852~4855 保健・居住施設グループ 内線 4857~4859 在宅サービスグループ 内線 4841~4843